

教育・文化

生徒の自殺原因調査のために行われたアンケートの廃棄等に係る損害賠償請求事件（北海道）

原告の子である高等学校の生徒の自殺について、部活動の顧問教諭らの指導等に安全配慮義務違反を認めず、また、原告に対する教諭らの説明等に調査報告義務違反を認めない一方、生徒の自殺の原因を調査するために行われた全校生徒を対象としたアンケートを廃棄したことは調査報告義務違反であると認め、慰謝料等110万円及び遅延損害金の限りで請求を認容した事例

札幌地裁 平成31年4月25日判決
損害賠償請求事件
平成28年(ワ)第435号
一部認容・一部棄却・控訴

《参照法条》

国家賠償法1条1項、民法415条

《当事者》

原告	甲 野 花 子(仮名、X)
同訴訟代理人弁護士	内 田 信 也
同	秀 嶋 ゆ かり
同	上 岡 由 紀 子
被告	北 海 道(Y)
同 代 表 者	北 海 道 教 育 委 員 会
同委員会代表者教育長	柴 田 達 夫
同訴訟代理人弁護士	佐 々 木 泉 顕
同訴訟復代理人弁護士	山 田 敬 之
同 指 定 代 理 人	新 保 敏 之
同	斉 藤 孝 之
同	長 貴 則
同	櫻 井 康 雄
同	竹 内 洋 平
同	渡 辺 淳 一
同	堀 政 宏

概 要

《事案の概要》

本件は、被告（都道府県）が設置・運営する高等学校（以下「本件高校」という。）に在学していた生徒（以下「本件生徒」という。）の自殺について、本件生徒の母であり

相続人である原告が、被告に対し、いずれも国賠法1条1項又は在学契約の債務不履行に基づいて、①被告が安全配慮義務を怠り、被告の教諭らが、本件生徒に対するいじめを放置し、かえって不適切な指導によって本件生徒を追い詰め、指導後も本件生徒を放置したことにより本件生徒が自殺するに至った、②調査報告義務を怠り、本件生徒の自殺の原因を調査するために全校生徒を対象に行ったアンケートの回答原本を廃棄したなどと主張して、損害賠償金等の支払を求めた事案である。

《争点》

1 本件争点は、①本件生徒の自殺に関する被告の安全配慮義務違反の有無、②調査報告義務違反の有無であるが、②には、本件生徒の自殺原因調査のために行われた全校生徒を対象としたアンケート（以下「全校アンケート」という。）をG教頭が廃棄してしまったことが調査報告義務違反に該当するか否かという点を含むものである。

2 争点①について、原告は、本件生徒が所属していた吹奏楽局内等においていじめがあり、本件生徒が孤立していたという事実が

あったことを前提として、本件高校の教諭らがこのような事態を放置した上、本件生徒が生徒Aと性交渉を持ったとか先輩局員が援助交際をしていることを他の生徒に言ったこと（以下「本件発言」又は「本件発言事件」という。）について、3月2日、F教諭が本件生徒に対し名誉毀損だなどと言って指導をしたことは、本件生徒に対する体罰等に当たる、あるいは、生徒指導として許容される限度を超えており、これが直接の原因となって、同月3日、本件生徒が自殺するに至ったものであり、安全配慮義務違反があった旨主張した。これに対し、被告は、上記指導の態様に不適切な点はないし、上記指導後にF教諭が原告に連絡しなかったことなどにも、何ら非難されるべき点はないと主張するとともに、本件生徒の自殺は、複雑かつ多岐にわたる要因から、本件生徒が自らの意思によって選択した行為であるというほかなく、上記指導と相当因果関係があったことはできないし、F教諭ら本件高校の教員にとって予見可能であったということもできない旨主張した。

3 また、争点②について、原告は、本件高校の教諭らや北海道教育委員会のH主事らがアンケートの回答結果を原告らに詳細に説明することもなく、被告がいじめを組織的に隠ぺいし、本来なすべき調査報告を怠り、全校アンケートを廃棄した旨主張した。これに対し、被告は、吹奏楽局の局員アンケートの回答結果を開示しなかったのは回答者らのプライバシー保護などの正当な理由によるものであり、全校アンケートの廃棄は文書管理上不適切であったものの、回答結果はすべて転記した上で、原告に説明しており、隠ぺいの意図に基づくものではないなどと主張した。

《裁判所の判断》

1 争点①について、裁判所は、本件生徒が音楽を志して本件高校に入学したが吹奏楽局でつまずきがあったこと、心臓の持病の悪化、吹奏楽局に所属する他の生徒とのメールでのやり取り（本件生徒が他の生徒に対し、危害を加えるかのようなメールを送信した事情がある。以下「本件メール事件」という。）を原因としてF教諭らから指導を受けたこと、留年の可能性があったこと及び本件

発言事件等、自殺に至る経緯を詳細に事実認定し、本件生徒に対するいじめがあったとは認められないとした。その上で、裁判所は、本件発言は、F教諭が名誉毀損である旨叱責したとおり、他の生徒や先輩局員のプライバシーや名誉を毀損する犯罪行為ともなり得るものであって、F教諭の発言内容自体が不必要ないし過度に本件生徒に精神的苦痛を与えるものであったということはできないなどとし、3月2日の指導が安全配慮義務違反ないし国賠法1条1項の適用上の違法な行為を構成するということはできないと判示した。そして、裁判所は、F教諭の3月2日の指導自体は、本件生徒の自殺の危険性を直ちに高めるような指導とはいえず、時系列的にみて、自殺のきっかけになっていたことは否定できないとしても、本件生徒の自殺に至るまでの経緯をみると、本件生徒の自殺の原因は、複雑かつ多岐にわたる事情が考えられるとし、3月2日の指導後の時点において、本件生徒が自殺に至るという事態を具体的に予見することが可能であったと確実に認めることはできないなどと判示した。

2 他方、争点②について、裁判所は、本件高校の教諭らの原告に対する説明については、不適切・不十分なものとはいえず、その限りにおいて、被告に調査報告義務違反があったとは認められないが、G教頭が、北海道教育委員会が定めた道立学校文書管理規程に違反して全校アンケートの回答原本を廃棄してしまったことは、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報の有無を確認する機会を失わせるものであって、原告に対する調査報告義務違反を構成するとし、慰謝料として100万円の支払を命じた。

3 本判決は、学校において生徒が自殺した事案において、学校側に安全配慮義務違反が認められず、遺族に対する説明が十分になされ調査報告義務が一定程度果たされていたとしても、その調査に用いた文書の管理が不適切なものである場合には、遺族らが有益な情報に接する機会を失ったという点で損害賠償責任を負うことがあり得ることを示すものであり、同種の事案の処理に当たって、実務上の参考となろう。

【主 文】

1 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成28年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

【事実及び理由】

第2 事案の概要

1 本件は、被告が設置運営するE高等学校（以下「本件高校」という。）に在学していた亡P（以下「本件生徒」という。）が自殺したことについて、本件生徒の母であり相続人である原告が、被告に対し、いずれも国家賠償法1条1項又は在学契約の債務不履行に基づいて、被告の教員らが①安全配慮義務を怠って、本件生徒に対するいじめを放置し、かえって不適切な指導によって本件生徒を追い詰め、指導後も本件生徒を放置したことにより本件生徒が自殺するに至ったと主張して、損害賠償金（逸失利益及び慰謝料として7909万4451円〔本件生徒から相続したもの7609万4451円、原告固有のもの300万円〕並びに弁護士費用）及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成28年3月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②本件生徒の自殺の原因を調査するために全校生徒を対象に行ったアンケートの回答原本を廃棄するなどして、原告に対する調査報告義務を怠ったと主張して、損害賠償金（慰謝料として200万円及び弁護士費用〔①の弁護士費用と②の弁護士費用との合計額は300万円〕）及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求めている事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 本件生徒は、平成8年9月29日に出生し、平成24年4月に本件高校に入学して本件高校の吹奏楽局（以下「吹奏楽局」という。）に入部し、平成25年3月3日に自殺により死亡した。

イ 原告は、本件生徒の母である。

ウ 本件高校は、被告が設置運営する高等学校である。

F（以下「F教諭」という。）は、本件生徒の自殺時、本件高校の教諭（被告の公務員）であり、吹奏楽局の顧問であった。G（以下「G教頭」という。）は、本件高校の教頭（被告の公務員）であった。

エ H（以下「H主事」という。）は、本件生徒の自殺時、北海道教育委員会石狩教育局の指導主事（被告の公務員）であった。

(2) 本件生徒の自殺等

ア 本件生徒は、平成25年1月28日頃、吹奏楽局の1年生男子局員である生徒Cに対して「まあ死なないように夜道お気をつけなさいな」(乙34〔5～6頁])などの、吹奏楽局の局員である生徒Dに対して「生徒A（吹奏楽局の1年生女子局員）明日殺す」(乙34〔4頁下

段])とのメールを送信した（以下、併せて「本件メール」といい、本件生徒が本件メールを送信したことを「本件メール事件」という。）。

F教諭らは、同年2月1日、本件生徒に対し、本件メール事件に関して注意等の指導を行った（以下「2月1日の指導」という。）。

イ 本件生徒は、平成25年2月27日、いずれも吹奏楽局の1年生男子局員である生徒B及び生徒Cに対し、「生徒Aと性交渉を持った。」「先輩が援助交際している。」と、具体的な名前を挙げて話した（以下、併せて「本件発言」といい、本件生徒が本件発言をしたことを「本件発言事件」という。）。

F教諭は、同年3月2日、吹奏楽局の2年生女子局員4人の面前で、本件生徒に対し、本件発言事件に関して注意等の指導を行った（以下「3月2日の指導」という。）。

ウ 本件生徒は、平成25年3月3日朝、一旦は本件高校に登校したものの、F教諭に会ったり、吹奏楽局の部室（音楽室）に顔を出したりすることなく下校し、同日午後、札幌市営地下鉄I線のJ駅ホームから飛び降りて自殺した。

(3) アンケートの実施等

ア 本件高校は、平成25年3月4日、吹奏楽局の局員（以下、単に「局員」ということがある。）を対象として、本件生徒の自殺の原因等に関するアンケートを実施した（以下「局員アンケート」という。）。

局員アンケートの回答結果は、本件訴訟の文書提出命令申立事件に係る抗告審手続において、初めて原告に開示された。

イ 本件高校は、平成25年3月11日、全校生徒を対象として、本件生徒の自殺の原因等に関するアンケートを実施した（以下「全校アンケート」といい、局員アンケートと併せて「本件各アンケート」という。）。

被告は、全校アンケートの回答結果の一部を転記したものを原告に開示したが、回答原本は、G教頭が平成26年3月27日に廃棄したことにより、原告に開示されなかった。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実各掲記の証拠等を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) 入部当初のつまずき

ア 本件生徒は、平成24年4月、本件高校に入学した。

本件生徒は、中学校で吹奏楽をしており、本件高校における吹奏楽の活動に魅力を感じて同校への入学を志望したものであり、吹奏楽への強い期待を持って、吹奏楽局に入部した。（前提事実(1)ア、甲50〔1頁〕）

イ 本件生徒が入部した当時、吹奏楽局には、1年生18名前後（うち男子5名）、2年生16名、3年生16

名が在籍していたが、その後、1年生の男子局員のうち2名が退部した結果、1年生の男子局員は、本件生徒、生徒B・Cの3人だけになった。

吹奏楽局には多くの規則があったが、顧問のF教諭は、①局内での恋愛の禁止と、②ブログなどのSNSの禁止を特に厳守するよう、指導していた。（甲1、証人K・1～3頁〔生徒Cであり、以下「証人C」という。〕、弁論の全趣旨〔被告・第一準備書面・2頁〕）

ウ 本件生徒は、熱心に部活動に取り組んでいたものであるが、同学年の局員からは、上から目線であるといった反感を買うことがあった。（甲41〔7、9、13、14、18頁〕、44、45、乙36〔5頁〕）

(2) 心臓の持病の悪化

本件生徒は、小学校5年生の頃から、心臓に持病（三尖弁閉鎖不全）があり、定期的にL病院を受診して、経過観察を受けてきた。

本件生徒は、平成24年10月12日、部活動練習中、全身の倦怠感、虚脱感を感じ、M病院に救急搬送されたことがあった他、その後も、部活動中に具合が悪くなり、2度ほど、F教諭に自宅まで送ってもらうことがあった。（乙1〔3頁〕、10〔2頁〕、36〔6頁〕、39〔4頁〕、原告本人〔31～32頁〕）

(3) 1年生部活におけるつまずき

吹奏楽局では、平成24年10月下旬、2年生及び3年生が不在の間、1年生のみで部活動を行う「1年生部活」を行った。本件生徒は、2年生局員からコンサートマスターに指名されたが、生徒Aを含む女子局員から反発されることがあった。（甲48〔2頁〕、50〔2～3頁〕）

(4) 部活動の欠席と退学の相談

本件生徒は、平成24年12月6日、学級担任のN（以下「N教諭」という。）に、「学校を辞めるにはどうすればよいですか?」と質問した。

N教諭が、本件生徒に対し、その理由を聞いたところ、本件生徒は、部活動が多忙であること、先輩が引退した後、部活動の方向性が変わり、自分の思っていた方向との違和感があったこと、本件高校を選んだのは、中学校時代に家庭不和があり、荒れていた時期があったが、その時に救ってくれたのは中学校の音楽の先生であり、音楽にのめり込んだのがきっかけであったことなどを話した（本件生徒は、原告に対しても、部活動が自分の思っていたのと違うようになってきたことを理由として、学校を辞めたいと話したことがあった。）。これに対して、N教諭が、「選択肢として学校を辞めることしかあるわけではないはずだ。部活のためだけに入学したわけではないであろう。」などと諭したところ、本件生徒は、「話せて気が楽になった。焦って決断しないで、ゆっくり考えてみようと思う。」と答えた。（甲50〔3～4頁〕、乙10〔2頁〕、弁論の全趣旨〔被告・第一準備書面・4、27頁〕）

これに対して、N教諭が、「選択肢として学校を辞めることしかあるわけではないはずだ。部活のためだけに入学したわけではないであろう。」などと諭したところ、本件生徒は、「話せて気が楽になった。焦って決断しないで、ゆっくり考えてみようと思う。」と答えた。（甲50〔3～4頁〕、乙10〔2頁〕、弁論の全趣旨〔被告・第一準備書面・4、27頁〕）

(5) 腎疾患による入院手術と部活動の欠席

ア 本件生徒は、平成24年12月22日から平成25年1月2日まで、腎疾患のため、L病院に入院して、尿道の手術を受けた。

この間、1年生局員が1回、生徒Aが2回、本件生徒の見舞いに訪れた。また、本件生徒は、平成24年12月31日夜から翌平成25年1月1日未明にかけて、生徒Bら1年生局員6名とともに初詣に出掛けるなどした。（甲50〔3頁〕、乙1〔3頁〕、乙10〔3頁〕、証人C〔35～36頁〕）

イ 本件生徒は、平成25年1月2日にL病院を退院したが、退院後も、部活動を休み続けた上、同月15日には冬休みが明けて学校が再開した後、同月17日及び同月25日には学校を欠席し、同月26日に予定されていた札幌市民吹奏楽祭にも参加しない旨を局員に連絡した。

F教諭が、同月18日、本件生徒と面談して、部活動を休んでいる理由を質問したところ、本件生徒は、深刻な表情で「とても親しかった友人（中学時代の彼女）が千葉に転校して、その後自殺したのでショックで立ち直れなかった。」と答えた。F教諭は、これを聞いて、「じゃあ、気持ちが落ち着いたらまた出て来なさい。」と言った。（乙10〔3頁〕、36〔7～8頁〕）

(6) 本件メール事件

ア 吹奏楽局は、平成25年1月26日、札幌市民吹奏楽祭に参加した。

本件生徒は、この時も部活動を休んでいたが、会場で演奏を聞いた上で、局員数名に対し、「課題は残るがまあまあだったな。」という趣旨のメールをした。（乙1〔1頁〕、10〔3頁〕）

イ 本件メールを受けた生徒Bは、平成25年1月27日、本件生徒に対し、「てめえに俺たちの努力のなにが分かる 無理だからといって部活から、自分から、皆から逃げていたお前に」、「いままでのお前の行動でどれだけの人に迷惑かけたかわかってるのか? どれだけの人が悩んでたかわかってんのか? それなのにお前は知らないくせに「まだ課題の残っている演奏」だあ? ふざけんじゃねえよ」、「それにさ、内容は知らんけど生徒Aにも別にメール送ってんだろ?」、「あいつだって精一杯やってるのに、部外者がつべこべ言うんじゃねえ」、「てめえは自分が一番できて他の人は出来てないとか考えてるんじゃねえのか? そんな感じで思ってるから誰もついてきてくれないんだ」、「最終的にてめえがいても只の迷惑で邪魔だから消えるんだったらとっとと消えろ 消えたくないんだったら変わって見せろ」などと記載したメール（乙34〔1～2頁〕）を送信した。

これに対して、本件生徒は、生徒Bに対し、「お前わアイツの裏の顔知らないからそんな甘えたこと言えるんだよ」、「迷惑だの困惑だのほざいてんぢゃねえよ 甘ったれんのいい加減にしろ、温室育ち 俺わお前のせいで48時間寝ずに部活の対処方法考えるはめになったよ 見学旅行で先輩に生徒Bを頼むだなんて超低レベルな金管

の課題出されたよ お前にどれだけ俺が迷惑したと思ってんの?? 俺の人生の目標までぶち壊しやがってよ!!!! 本当ざけんなや この部活もろとも消え失せろ 俺に生きる目標ないから このまま死んでやろうか?? あ?? いつまでも生温い環境に浸かってろ 本当に腹立った 二度とこんなカス部活に顔出すかよ!!!! 勝手に地区敗退でもしてろや」などと記載したメール(乙34〔2～4頁])を送信した。

生徒Bは、本件生徒他1名を除く1年生局員が参加しているLINEのグループトークに上記2通のメールを貼り付けた上で、より挑発的な内容の返信メールの案を書き込んだ。これに対して、他の局員から、「もうやめた方がいいんじゃないか。」という意見が複数書き込まれ、結局、生徒Bは、挑発的な内容の返信メールを本件生徒に送信することはしなかった。

上記グループトークに本件生徒が参加していないのは、本件生徒がスマートフォンを持っておらず、LINEを使えなかったためであって、他の1年生局員が本件生徒を殊更に排除したものではなかった。(甲48〔2～3頁]、乙34〔1～4頁]、39〔9頁]、証人C〔37～40、53頁])

ウ 本件生徒は、平成25年1月28日、学校を無断で休んだ上、生徒Cに対し、自身の個人情報がネット上に流出しているとして、局員に対する怒りを示し、「まあ死なないように夜道わ気をつけなさいな もっとも、俺が直接手を下すだなんて 甘い考えわしなさんな 金ならここ2週間で十分貯めたからね 依頼金としてわ5万で十二分かと まあそゆことだから 精々生き残ってみろよ 常に毎日、生死の境目にいる 俺の気持ちを少しわ理解したらいいさ って1年に伝えときいや・w」などと記載したメール(乙34〔5頁])や、「(注・生徒Cを襲う)日にちわ向こうに任せるから いつ狙われてもおかしくないのよ よろしく 俺を本気で怒らしたらこうなるよ?? 毎晩怯えてなさい」などと記載したメール(乙34〔6頁])を送信した。生徒Cは、同メールを生徒D他数名に見せた。

また、本件生徒は、この頃、生徒Dに対し、「生徒A明日殺す」と記載したメール(乙34〔4頁下段])を送信した。本件生徒が生徒Aの殺害を予告するかのようなメールを送信したことを知った1年生女子局員の一部は、何日間も生徒Aとの集団下校を余儀なくされた。(本件メール事件。乙10〔3頁]、34〔4～6頁]、39〔5～6頁]、証人C〔40～41頁])

(7) 2月1日の指導

ア N教諭は、平成25年1月29日、本件生徒が本件メールを送信した旨を聞いた。

また、N教諭は、同日、本件生徒から相談を受けた。N教諭が、本件メールについては知らないものとして対応したところ、本件生徒は、「市民吹奏楽祭を観に行き、感想をメールした。自分は部活に戻りたい気持ちが

あり、そのためには他の局員とまた馴染んでいく必要を感じたため、何度かメールのやりとりをしていた。その後、メールの返信では、部活に戻れない自分のことを励ましていてくれると思っていたのに、実はそうではなくてバカにしていたのではないかと、と疑うように思っている。また、インターネット上に、自分自身の個人情報流出しているのではないかと考えた。理由は、変なメールが突然来るようになったから。ただし、自分の個人情報が書かれたサイト等を自分で見たわけではない。」などと話した。

N教諭は、翌30日、改めて本件生徒と面談して本件メールについて事実確認を行った。本件生徒は、N教諭が本件メールについて知っていることに気付いて落胆し、「今は書きすぎたと反省している。生徒B・Cに謝りたいと思っている。」と話した。この際、なぜ本件メールを送ったかという点についての調査検討はされなかった。(乙1〔1～2頁]、乙10〔3～4頁])

イ 本件高校の教諭らは、平成25年1月31日、職員会議において、本件メール事件の扱いを議論した。その結果、本件生徒が実際には生徒A・Cに危害を加える意図はなく、本件メール事件は、それ以前からの人間関係がうまくいっていなかったことが一因となって、衝動的に脅迫メールを送信したものであり、本件生徒には謝罪する用意があることなどから、停学等の処分を科すことなく、反省文等を通じて指導を行うこととされた。

F教諭は、同日、本件生徒以外の局員によるミーティングを行い、局員同士では必要最小限以外のメールのやりとりをしないようにと強く指導した。同ミーティングにおいて、ほとんどの女子局員が本件生徒の吹奏楽局への復帰に反対したが、生徒Bが泣きながら土下座して、「全部僕が悪いんです!僕が部活を辞めます!」と発言し、また、「切り捨てるのはよくない。」という2年生男子局員の意見もあり、最終的には、本件生徒を再度吹奏楽局に迎え入れることが決まった。(甲48〔4頁]、乙36〔9～10頁])

ウ G教頭らは、平成25年2月1日、本件生徒及び原告と面談した。G教頭らが、「今回のことは見過ごすことのできないことである。メールにあのような表現(殺す)を書き込んではいけない。しっかり反省し、信頼の回復に努めてほしい。」などと説諭したところ、本件生徒は真摯な様子で「はい。」と答え、原告は何度も「申し訳ない。」と謝罪した。

その後、F教諭らが本件生徒及び原告と面談したところ、本件生徒は吹奏楽局への復帰を希望した。そこで、F教諭は、本件生徒に対し、局員に受け入れてもらうためにどうしたらいいかを考えること、翌日の吹奏楽局の全体ミーティングで皆に謝罪し、今後の決意表明を行うことを指導した(2月1日の指導)。(乙36〔10～12頁]、37〔3頁])

エ 本件生徒は、平成25年2月2日、吹奏楽局の

全体ミーティングで、本件メール事件について謝罪した上で、「人一倍努力する。」と決意表明した。局員から本件生徒の復帰に反対する発言はなく、本件生徒は吹奏楽局に復帰することとなった。(甲48〔4頁]、乙36〔12頁])

(8) その後の局員との関係

本件生徒は、吹奏楽局に復帰し、生徒B・Cとも仲良く付き合うようになったが、女子局員の中には多少よそよそしい雰囲気が見られた。

本件生徒は、平成25年2月14日、生徒指導部長のO(以下「O教諭」という。)との面談において、「男子局員とは本件メール事件以前のように普通に話せるようになったが、女子局員からは警戒され、関係がぎくしゃくしている。」と話したが、女子局員との関係について、特に困っている、深刻な問題であるというような様子はなかった。

本件生徒は、同月18日、吹奏楽局副顧問のQとの面談においても、上記と同様の話をした上で、「女子に対しては相当ひどいことをしてしまい、恐怖を与えたのですねに許されるものだとは思ってはいない。」と話した。

(甲48〔4頁]、乙38〔3頁]、39〔2、7～8頁]、原告本人〔10頁])

(9) 期末試験の無断欠席

本件生徒は、平成25年2月20日、期末試験を無断欠席した。

N教諭が原告に電話したところ、原告は、「前夜、本件生徒が試験勉強をしていなかったことを叱責したところ、本件生徒が翌朝まで部屋から出てこなかった。」と述べた(原告は、本件生徒が試験勉強をしていなかったのに注意したところ、原告の制止を振り切って家を出て、夜中まで帰宅しなかったと供述する。)

本件生徒は、翌21日に登校したが、N教諭から、「追試は受けられない。」と告げられた。本件生徒は、生徒B・Cに対し、前日の欠席理由について、「母親と口論になって、母親に包丁を突き付けられて、怖くて学校に行けなかった。」と述べた(原告は、本件生徒に包丁を突き付けたという事実はなかったと供述する。)(乙1〔2頁]、10〔5頁]、36〔13頁]、証人C〔45頁]、原告本人〔12～13頁])

(10) 本件発言事件

本件生徒は、平成25年2月27日、生徒B・Cに対し、「生徒Aと性交渉を持った。」「先輩が援助交際している。」などと述べた(本件発言事件)。

生徒B・Cは、翌28日、F教諭に対し、本件生徒が本件発言を行ったことを報告した。(甲48〔4～6頁]、乙36〔13頁]、証人C〔13～14頁])

(11) 3月2日の指導

F教諭は、平成25年3月2日、本件生徒を呼び出し、吹奏楽局で主導的役割を果たしていた2年生女子局員4名(いずれも、本件生徒が本件発言を行ったことを知っ

ていた。)を同席させて、本件発言について事実確認を行った。

F教諭が、「ここでは他の部員もいるので具体的なことは言えないが、言葉に出せないような凄いことを吹聴していると聞いた。自分の娘についてそういうことを言われたら、俺なら黙っていない。お前の家に怒鳴り込んで行く。名誉毀損で訴える。何のことも分かっているな。」と質問したところ、本件生徒は、本件発言のことを質問されていることを理解した上で、「分かっています。」と答えた。F教諭が重ねて「そういう凄いことを言ったと認めるのだな。」と質問すると、「認めます。」と答えた。

F教諭が、さらに、「今後どうするか。(吹奏楽局を)辞めるか、条件を受け入れて続けるか。」と質問したところ、本件生徒は、「続けたいです。」と答えた。F教諭は、本件生徒に対し、「(パートからの連絡に対する返信を含め、)局員には一切メールをしないこと」及び「1年生局員をこれ以上振り回さないこと(嘘をついたり吹聴したりして迷惑や心配をかけないこと)」という条件を示した上、その他の条件は2年生局員に翌日までに決めてもらう旨を告げて、本件生徒を帰らせた。

帰宅後の本件生徒の様子について、家庭から本件高校に対する連絡はなかった。(3月2日の指導。甲4、5、50〔9頁]、乙36〔13～16頁]、証人F〔14頁])

(12) 本件生徒の自殺

ア 本件生徒は、平成25年3月3日朝、本件高校に登校したものの、吹奏楽局の練習が行われている音楽室に顔を出さずに下校した。

F教諭は、本件生徒が登校していることを局員から聞いていた。

F教諭は、同日午前10時頃、音楽室に入った際、本件生徒が音楽室に顔を出さなかったことを知り、局員に対し、「これでPはもうダメだな。」「もうPには関わらないで練習に集中だ。」と告げた。(乙36〔16～17頁])

イ 本件生徒は、平成25年3月3日午後1時41分、生徒Cに対して、「昨日先生に言われました 俺が嘘をついて部員に迷惑かけてて ネット中傷、名誉棄損などなど 色々言われた 正直に言う 全く心当たりがない 先生が何のことを言ってるのか サッパリ分からない」「先生が何のことを言ってるのか 俺の予想わ以下の四つです ・○○(注・生徒A)との交際(また、性行為のことも) ・俺が逆援をしていること ・○○(注・先輩局員)が出会い関連のことをしていること ・俺が家出をし、テストを無断欠席したこと 以上の四つのことわ ついこの前○○と○○(注・生徒Bと生徒C)に話したことだよな」「二人わ俺の話を聞いてくれたから今度わ俺が聞く番だ、って思ってた でも実際わ違ったんだね」「そして局長、インパクトに伝わって先生にいった訳だ 俺わ何もかも分からない 何を言ったのか、何を思って報告したのか 俺、言ったよね 言

わなかったかなあ?? いつかわ部員に話さなきゃいけないって それを先に言っちゃったのかな?? 二人を信頼してた俺が馬鹿だったんだね 信じなきゃよかった 生まれなきゃよかった」,「また丸きり嘘でもない 確かに〇〇(注・先輩局員)が援交をしたとも思わないただ出会い関連サイトに手を出しているの事実だよね??」,「つか犯罪者呼ばわりされた 俺の方が名誉棄損だよ」,「〇〇(注・生徒A)との交際のこと これも事実だしね 付き合っていましたよ 性行為もしましたよ 全部しましたよ」,「もし二人が俺がしてないことを先輩方に言って こんな状況になってしまったとしたら 一体誰が得をするのかな?? それも間違いなく〇〇(注・生徒B)しかいないよね?? 〇〇(注・生徒B)からすれば一方的に好きな人を 違う男にとられてしまった訳だし 仇だよ 消えてほしいよね 死んでほしいよね 安心してもうそろ死ぬからさ 潰す方法ってのわ こゆ事かな」などと記載したメールを送信した。

また、本件生徒の携帯電話には、記載した日時は不明ながら、「これが遺書になるかもしれない ただ、書いてみたくて書きました 今日先生に色々言われました自分わ始め、テストの無断欠席だと思ってました ところが件わ違く自分が嘘をつき名誉棄損したという内容です 犯罪だとも言われました 正直言って心当たりがありません 名誉棄損、娘、ネット中傷、嘘 これらのキーワードから推測するに 自分わ生徒Cと生徒Bに相談といいますか話をしました 生徒Aとの交際 テストを受けてない 家出 逆援(その際にバス内で先輩がそのような文章をうっていたと報告) 以上のことを話しました その後このような事態になったわけですから 自分わ何か間違いましたか? 犯罪を犯した覚えもございません 何が嘘なのか教えて下さい」との文章が保存されていた。

本件生徒は、同日午後、自殺した。(甲6、36)

(13) 本件各アンケートの実施及び原告に対する説明

ア G教頭は、平成25年3月4日、本件生徒の自殺の原因を調査するために、局員に対してアンケートを実施した(局員アンケート)。その際、G教頭は、局員に対して、「自殺直後ではありますが、死につながる原因やきっかけがあったかどうか学校として知りたいので、協力してほしい。」と説明したが、局員アンケートの回答結果を原告に見せる旨の説明はしなかった。

局員アンケートの回答結果の中には、「Pと同輩の1年生の対応は先生に「かかわるな」といわれたせいか、帰などは孤立していて、何度か話かける機会もありました。ちょっと1年生のさけかたは、やりすぎだったかもしれません。」(甲41〔11頁〕)、「この事件(注・本件メール事件)が終わって部活に戻ってきたPをみんなはとまどいながらも受け入れた。私は受け入れられず、一言も話さなかった。それからのPのことは何も知りませ

ん。何人かの局員は先生と話していましたが、私はもうPと関わりたくなかったので何の話かも聞きませんでした。」「Pは何でも物事を大げさにとらえて、なおかつ誤解する人だったので理解してもらえることが少なかった。」(甲41〔18頁〕)、「Pは部活に残ることになったけど、本心として残るのはやめてほしかった。」(甲41〔21頁〕)など、特に本件メール事件以後、本件生徒に抵抗感を抱いている局員が少なからずいたことを示すものがあるが、吹奏楽局内で本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示すものは見当たらない。

局員アンケートを実施することについては、原告には事前に伝えられておらず、局員アンケートの回答結果は、本件訴訟の文書提出命令申立事件に係る抗告審手続において、初めて原告に開示された。(甲41、乙37〔4頁〕、原告本人・25～26頁)

イ R教頭らは、平成25年3月8日、原告の自宅を叩き、全校アンケートを実施することについて、原告の意向を確認した。原告は、全校アンケートの実施を承諾し、その結果を見たいと述べた。(乙2〔5～6頁〕、弁論の全趣旨〔被告・第一準備書面・30頁〕)

ウ 本件高校は、平成25年3月11日、本件高校の1年生及び2年生全員(3年生が卒業していたため、これが全校生徒となる。635名)を対象にアンケートを実施した(全校アンケート)。

G教頭は、O教諭に指示して、全校アンケートの回答結果のうち、具体的な記載があったものを転記させた。

上記のとおり転記された全校アンケートの回答結果によれば、約15名の生徒から、本件生徒がいじめられていた、あるいは、悩んでいるように見えたなどとの回答があった。(甲12、乙12、乙37〔8～9頁〕、38〔5頁〕、弁論の全趣旨〔被告・第二準備書面・44～45頁、同・平成29年1月11日付け求釈明に対する回答・3頁〕)

エ 本件高校の教員らは、平成25年3月11日から同月18日にかけて、全校アンケートに具体的な回答を記載した約15名の生徒に対し、個別の聞き取り調査を実施した。

その結果、本件生徒に対するいじめを見聞した旨の回答は、いずれも伝聞や推測、友人間のトラブルに関するものであり、本件高校において本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示す事実は確認されなかった。(甲12、乙12、31、弁論の全趣旨〔被告・平成29年1月11日付け求釈明に対する回答・3頁〕)

オ G教頭らは、平成25年3月24日、原告宅を叩き、

G教頭は、原告に対し、関係教職員・局員・本件高校生徒に対する聞き取りを行った結果として、F教諭が3月2日の指導を行った理由を説明した上で、本件生徒の自殺の原因としては、健康への不安、期末試験欠席に伴う留年への不安、家庭内での悩み、吹奏楽局内での人間関係など様々な要因が考えられると説明した。その際、

の主張は採用できない。

c 2月1日の指導は、殺害予告のメールを送信した生徒に対する当然の指導である。原告は、2月1日の指導は本件生徒に対するいじめを助長するとともに、当該指導自体が本件生徒に不当に精神的苦痛を与えるものであったと主張するが、次のとおり、採用できない。

(a) 原告は、本件生徒と生徒Bのうち本件生徒のみを指導したことを不公平であったと主張するが、両名は、送ったメールの内容の相違から、指導の必要性を異にしており、本件生徒のみを指導したことが不公平であったとはいえない。

(b) 原告は、必要最小限以上のメール(L I N E)をしないように指導したことをもって、本件生徒を孤立させるものであったと主張するが、本件メール事件がメールのやり取りの中で発生したことに鑑みれば、上記指導は再発防止に一定の合理性があり、また、部活動への参加や他の局員との対面でのコミュニケーションを制限するものではなかったことによれば、上記指導が本件生徒を孤立させる目的で行われたとも、実際に本件生徒を孤立させるものであったともいえない。

(c) 原告は、他の局員全員の前で謝罪等をするように指導したことを本件生徒に過大な精神的苦痛を与えたとして主張するが、本件メール事件が局員全体を動揺させるものであったことに鑑みれば、部活動への復帰には局員全体との関係修復が必要であり、局員全体に対して謝罪等をするように指導したことには一定の合理性があった。多人数の前で謝罪等をするときには精神的負担を伴うが、それは謝罪等に必然的に伴う精神的負担であり、当時、本件生徒にこれを甘受させることが相当ではない事情があったとも認められない。謝罪等の場において、本件生徒が他の局員からの非難にさらされ、吊し上げのような事態になったなどの事情も認められない(認定事実(7)エ)。そうすると、他の局員全員の前で謝罪等をするように指導したことが本件生徒に過大な精神的苦痛を与えるものであったとはいえない。

(ウ) 本件発言事件まで

本件生徒は、本件メール事件から本件発言事件まで、特に女子局員から恐れられ、距離を置かれていた(認定事実(8)、(13)ア)。しかし、本件生徒が生徒A・Cに対する殺害を予告するような内容の本件メールを送信し、それから1か月程度しか経過していないこと(同(6)ウ、(10))などによれば、局員らの上記反応はやむを得ない。本件生徒は生徒B・Cとは仲良く付き合うことができており(同(8))、他の局員らも本件生徒を避けることがあっても、積極的な加害に及んでいたとは認められず、本件生徒が吹奏楽局内で完全に孤立するに至っていたとも認められない。よって、上記の点を本件生徒に対するいじめということとはできない。

(エ) その他、本件各アンケートの回答結果及び全校アンケート後の聞き取り調査の結果からは、本件生徒

G教頭は、原告に、全校アンケートの回答原本を持参したと告げることや、同原本を原告に開示することをしなかった。(乙4〔別紙2〕、37〔6頁〕)

(14) 全校アンケートの回答原本の廃棄

G教頭は、平成26年4月に他校に異動することから、同年3月27日、全校アンケートの回答原本を保管していたロッカーの書類整理を行った。その際、全校アンケートの回答原本の保管を継続する必要性について、S教頭に相談したところ、同人は、回答結果を転記した資料があることから、回答原本は廃棄して構わないと答えた。

G教頭は、上記の経緯を経て、全校アンケートの回答原本を本件高校のシュレッダーで廃棄したが、これは、北海道教育委員会が定めた道立学校文書管理規程に違反する行為だった。(甲17～19、乙19)

2 本件生徒の自殺に関する被告の安全配慮義務違反について

(1) 本件生徒に対するいじめの存否について

ア 原告は、吹奏楽局内あるいは本件高校内において他の生徒から本件生徒に対するいじめがあり、本件生徒が孤立していたという事実があったことを前提として、本件高校の教諭らがこのような事態を放置した上、F教諭が3月2日の指導をしたことが直接の原因となって本件生徒が自殺するに至った旨を主張する。

イ 吹奏楽局内におけるいじめの存否について

(ア) 本件メール事件以前

本件生徒は、吹奏楽部の部活動に関して、他の1年生局員から反発されることがあったが(認定事実(1)ウ、(3))、これは、成長途上にある生徒同士が部活動のやり方をめぐって衝突した、あるいは他の1年生局員が本件生徒のやり方について行かなかったという域を出るものではなく、いじめとはいえない。

(イ) 本件メール事件

ア 本件メール事件のきっかけとなった本件生徒及び生徒Bのメールの応酬は、部活動をめぐるそれぞれの考えや不満をぶつけ合ったものであり(認定事実(6)ア、イ)、対等な関係性の中でのけんかの域を出るものではなく、いじめとはいえない。

イ 生徒Bは、本件生徒他1名以外の1年生局員が参加しているL I N Eのグループトークに、上記応酬を投稿して本件生徒に対する挑発的な返信メールを提案し、1年生局員の中にはこれを煽る者もいた(認定事実(6)イ)。

しかし、本件生徒が参加していないグループトークが存在したのは、本件生徒がL I N Eを使えなかったためにすぎず、本件生徒を殊更に排除したものではない(同上)。また、上記グループトークでは、本件生徒に挑発的な返信メールを送ることについて反対意見を述べる者が複数おり、結局、本件生徒に対する挑発的なメールの返信はされなかった(同上)。上記グループトークが本件生徒に対するいじめの場になっていたかのような原告

が他の局員からいじめられていたことを疑わせるような事情は見当たらない（認定事実(13)ア、エ）。全校アンケートについては、回答原本が廃棄された（同(14)）結果、現在転記されて残されている回答結果以外に、本件生徒の自殺の原因究明に有益な何らかの情報が含まれていた可能性があることは否定できない。しかし、本件生徒と最も密接な時間を共有していたと考えられる局員らが、本件生徒を受け入れられなかったといった率直な内心を含めて、局員アンケートに真摯に回答しながら、本件生徒に対するいじめの存在を疑わせるような回答をしていないこと（認定事実(13)ア）によれば、他の局員から本件生徒に対するいじめがあったとは認められない。

(イ) 以上によれば、吹奏楽局内で他の局員から本件生徒に対するいじめがあったとは認められない。

ウ 本件学校におけるいじめの存否について

本件各アンケートの回答結果及び全校アンケート後の聞き取り調査の結果によれば、本件生徒が、本件高校において、吹奏楽局以外の場、例えば、クラス内などにおいていじめを受けていたと疑うに足りる事情は存在しない（認定事実(13)ア、エ）。

エ 以上のとおり、本件生徒に対するいじめがあったという原告の上記主張は採用できない。

(2) 3月2日の指導について

ア 事実確認が不十分であったとの主張について

原告は、F教諭が「性交渉」や「援助交際」などの言葉を用いず、「凄いいこと」という婉曲な表現を用いたために、本件生徒は何について指導を受けているか理解できなかったことなどから、事実確認が不十分であった旨を主張する。

しかしながら、3月2日の指導は、本件生徒が本件発言を行った直後に行われたものであり（認定事実(10)、(11)）、本件生徒自身、自殺の直前に生徒Cに送信したメールや、遺書とも取れる文書において、3月2日の指導が本件発言を理由として行われたものであることを理解した上で、本件発言をしたことを前提として、本件発言の内容が真実であることなどから、3月2日の指導が納得できない旨を記載している（同(12)イ）。これらの事実からすると、本件生徒は、F教諭が言った「凄いいこと」の内容を正確に理解した上で、F教諭に対して事実を認めたものと認められるのであって、本件生徒が何について指導されているかを理解できなかったとは認められない。

また、本件発言の内容に鑑みれば、生徒A及び先輩局員にとっては、生徒B・Cに対して発言されることのみでも十分に苦痛であると考えられる上、両名から第三者に拡散される可能性もある（現に両名を介してF教諭や局員らが知るに至っている。認定事実(10)、(11)）から、生徒B・Cに対して発言しただけでも、指導の必要性は認められ、これを「吹聴」と表現することがおよそ誤りともいえず、生徒B・C以外の局員に本件発言をしたか否

かを確認しなかったからといって、事実確認が不十分であったとはいえない。

以上のとおり、F教諭による事実確認が不十分であったとの原告の主張は採用できない。

イ 叱責の態様が過酷であったとの主張について

(ア) 指導の必要性について

本件発言（本件生徒が生徒Aと性交渉を持ったこと及び先輩局員が援助交際をしていること。認定事実(10)）は、生徒Aのプライバシーを侵害し、先輩局員の名誉を毀損する、明らかに不適切な発言である（このことは、本件発言の内容が真実であるか否かには関わらない。）から、本件生徒に対し、本件発言のような不適切な発言を行わないよう指導すべきは、当然のことである。

(イ) 名誉毀損などと叱責したことについて

原告は、F教諭が、「(自分が生徒A・先輩局員の親なら)お前の家に怒鳴り込んでいく。名誉毀損で訴える。」などと叱責したこと（認定事実(11)）について、本件生徒を犯罪者扱いしたものであって、体罰等に当たる旨を主張する。

しかしながら、本件発言は、F教諭が叱責したとおり、生徒Aや先輩局員のプライバシーや名誉を毀損する犯罪行為ともなり得るものであって、F教諭の発言内容自体が不必要ないし過度に本件生徒に精神的苦痛を与えるものであったということはできない。

(ウ) 2年生局員を立ち会わせたことについて

原告は、F教諭が、2年生局員4名を立ち会わせたこと（認定事実(11)）について、本件生徒の秘密を暴露した点でプライバシーの侵害であり、本件生徒に強い恥辱を与えて自尊感情を破壊するものであったなどと主張する。

しかしながら、上記2年生局員4名は、本件生徒が本件発言を行ったことをもともと知っていたのであって、指導の場に立ち会わせることによって本件生徒のプライバシーがさらに侵害されたということとはできない。また、吹奏楽局の局員には、本件生徒が真実本件発言をしたのか、本件生徒の反省状況、本件生徒が今後も吹奏楽局での活動を希望するのか否かといった点を直接確認する必要がある、吹奏楽局で主導的役割を果たしていた4名の局員を立ち会わせたことをもって、違法ないし相当性を欠くということとはできない。

ウ 制裁が苛烈であったとの主張について

原告は、F教諭が、今後も吹奏楽局の活動を続けたいのであれば、他の局員に一切メールをしないこと、1年生局員をこれ以上振り回さないことという条件を守るように指導したことについて、他の局員との関係を完全に断ち切ることを命じたものであって、体罰等に当たる旨を主張する。

しかし、本件生徒が本件メール事件を起こした約1か月後に本件発言事件を起こしており、本件生徒がメールにより他の局員と関わることには、依然として不穏当な

事態に至る懸念があったこと、他の局員を嘘などで振り回さないというのは当たり前ともいえること、部活動への復帰自体は認めていることなどに照らせば、上記条件が過酷であったとはいえない。

エ 以上のとおり、F教諭の3月2日の指導が本件生徒に対する体罰等に当たる、あるいは、生徒指導として許容される限度を超えているなどとの原告の主張は、いずれも採用できず、3月2日の指導が安全配慮義務違反ないし国家賠償法1条1項の適用上の違法な行為を構成するということとはできない。

(3) 3月2日の指導後のF教諭の行動について

ア 原告は、F教諭が、3月2日の指導から本件生徒の自殺までの間、本件生徒の自殺を予見できたのに、原告に3月2日の指導について伝える、本件生徒の所在を確認するなどの適切な措置をとらなかったことを、安全配慮義務違反として主張する。

イ 教育を担う教員等に対しては、生徒の自殺の危険性について、文部科学省等から啓発がされており（甲9）、教員等には、これらを通して、生徒の自殺の危険性についての専門的知見を備えることが求められる。よって、教員等が生徒の自殺の危険性を予見し得たか否かは、教員等がこのような専門的知見を備えていることを前提に判断すべきである。

ウ 本件生徒は、平成25年1月以降、部活動を休んだり、期末試験を無断欠席したり、本件メール事件を起こしたりしていた。しかし、これらは、いずれも、直ちに自殺の危険性を示すものとはとはいえない。

そして、3月2日の指導自体は、上記(2)のとおり、その態様等に照らして、これを体罰等と評価すべきものとはいえず、上記のような行動をしている生徒を対象としても、当該生徒の自殺の危険性を直ちに高めるような指導とはいえない。

確かに、本件生徒は、3月2日の指導の翌日に自殺するに至っており、時系列的に見て、3月2日の指導が自殺のきっかけになっていたことは否定できない。しかし、本件生徒の自殺の原因としては、3月2日の指導の他にも、①健康面での不安（持病である心疾患の他、2か月ほど前には腎疾患で手術を受けており、本件生徒自身、生徒Cに送信したメールに「常に毎日、生死の境目にいる俺」などと記載している。認定事実(2)、(5)ア、(6)ウ）、②期末試験を無断欠席し、留年の可能性があったこと（本件生徒は、平成25年1月以降、期末試験以外にも、学校を無断欠席することがあった。認定事実(5)イ、(9)）、③音楽を志して本件高校に入学したのに、吹奏楽局の方向性に違和感を抱き、本件高校を辞めることも検討するに至っていたこと（認定事実(1)ア、(4)）、④本件メール事件以後、吹奏楽局の女子局員との関係がうまくいっていなかったこと（認定事実(8)。これをもって本件生徒に対するいじめということができないことは、上記(1)イ(ウ)のとおりである。）、⑤家庭内においても、原告と

衝突することがあったこと（認定事実(9)。原告が包丁を突き付けたという事実の存否は必ずしも判然としませんが、少なくとも、本件生徒が、試験勉強をしないことに関して原告と口論になったこと、原告から包丁を突き付けられたと生徒B・Cに話したこと自体は事実としてあったものと認められる。）、⑥生徒B・Cを信頼して本件発言をしたのに、生徒B・CがこれをF教諭らに話してしまったこと（認定事実(10)、(12)イ）について、裏切られたと感じた可能性など、複雑かつ多岐にわたる事情が考えられるのであり、3月2日の指導後の時点において、3月2日の指導によって本件生徒の自殺の危険性が高まっていたことが明らかであったとはいえない。この点、原告は、3月2日の指導について、「人を自殺へと追い込む理由として十分なものである」などと結論付ける、精神科医Tの意見書（甲76）を提出するが、同意意見書は、3月2日の指導に至る過程などの前提事実（本件生徒が吹奏楽局内で孤立していたか否か、本件生徒の健康状態など）について、必ずしも正確に認識した上でのものとは認められない。

以上によれば、F教諭が教育専門家であることを踏まえても、3月2日の指導後の時点において、本件生徒が自殺に至るという事態を具体的に予見することが可能であったと確実に認めることはできない。

さらに、本件生徒は、平成25年3月3日に部活動に現れなかったものであるが（認定事実(12)ア）、本件生徒が従前も部活動を休みがちであったこと（同(5)イ、(6)ア）、指導を受けて一時的に落ち込み、部活動を休むことにした可能性も考えられること、家庭からは本件生徒の異変について連絡がなかったこと（同(11)）などによれば、上記欠席が本件生徒の精神状態に不安を抱かせる事情であったとしても、上記欠席を把握した時点から本件生徒の自殺までの時点において、自殺の危険性を具体的に予見することが可能であったと確実に認めることはできない。

以上のとおり、本件生徒の自殺の危険性について予見可能性があったとはいえない以上、F教諭に、原告が主張する情報提供や所在確認等の義務があったとはいえない。

エ そうすると、3月2日の指導が自殺のきっかけになっていたとしても、F教諭には、本件生徒の自殺を予見することは不可能であったから、F教諭が本件生徒の自殺を防止するための行動をとらなかったことが安全配慮義務違反であるということとはできず、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 本件高校自体の安全配慮義務違反について

原告は、F教諭による3月2日の指導及び指導後の対応に問題があったという事実を前提として、本件高校の教員らにおいて、F教諭による指導等に問題がないかなどを確認し、改善すべき義務を負っていたのに、これを怠った旨を主張する。

しかしながら、上記主張は、上記のとおり、その前提事実（F教諭による3月2日の指導及び指導後の対応に問題があったこと）の存在が認められず、採用できない。

(5) 小括

以上のとおり、本件生徒が自殺するに至ったことについて、被告の安全配慮義務違反は認められない。

3 調査報告義務違反について

(1) 原告は、本件生徒に対するいじめがあったことを前提として、被告がこれを組織的に隠ぺいし、本来なすべき調査報告を怠った旨を主張する。

しかしながら、本件各アンケートの回答結果や生徒に対する聞き取り調査の結果によっても、本件生徒に対するいじめの存在を疑わせるような事情が見当たらないことは、上記2(1)のとおりであって、原告の上記主張は、その前提を欠く。なお、原告は、本件高校は本件各アンケートの実施に及び腰で、これを真相究明を阻害するような恣意的、形式的な態様で実施したと主張するが、そのような事実は認められない。

G教頭ら本件高校の教員は、本件各アンケートを実施し、全校アンケートに対していじめ等を見聞した旨を回答した約15名の生徒に対して聞き取り調査を行った上で、平成25年3月24日、原告に対して、本件生徒の自殺の原因として考えられる事情の説明を行ったものであり（認定事実(3)オ）、その説明内容に誤りがあったとは認められない。また、全校アンケートの回答原本を原告が主張する時期に原告に任意開示することについては、G教頭らにそのような法的義務があったということもできない（この点は、局員アンケートについても同様である。）。なお、原告は、F教諭との面談が実現せず、F教諭から3月2日の指導等について十分な説明がされなかったとも主張するが、G教頭らによる上記説明のほか、F教諭自らが直接原告に説明すべき法的義務があったとまではいえない。

上記の限りにおいて、被告に、調査報告義務違反があったとは認められない。

(2) もっとも、G教頭が、北海道教育委員会が定めた道立学校文書管理規程に違反して全校アンケートの回答原本を廃棄してしまったことは、別問題である。

全校アンケートの回答結果については、O教諭が一部を転記した資料は残っているものの（認定事実(3)ウ）、これが全校アンケートに対して具体的な回答があったものの全部を転記したものであるという保証はなく、転記に際して、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が漏れた可能性は否定できない。そして、G教頭が、上記規程に従い、全校アンケートの回答原本の保管を継続していれば、例えば、本件訴訟内において、その記載内容が転記されたものと同一であるか否かを確認するなどして、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報を取得できた可能性があったといえる。

本件各アンケートの回答結果の中に、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれていたのであれば、在学関係における信義則上の義務として、保護者である原告に対して報告すべきものである。しかるに、全校アンケートの回答原本を廃棄したG教頭の行為は、上記のような情報の有無を確認する機会を失わせるものであって、原告に対する調査報告義務違反を構成するものと認められる（なお、全校アンケートの回答原本の廃棄が、H主事らを含む関係者によって組織的になされたものであると認めるに足りる証拠は存在しない。また、原告は、本件高校における本件に関する引継ぎが不十分であったと主張するが、これは引継ぎの不十分によって全校アンケートの回答原本が廃棄されたことを主張するものであるから、上記調査報告義務違反と別個の違法行為を構成するものとはいえない。）。

(3) 本件においては、G教頭が全校アンケートの回答原本を廃棄してしまった結果、原告は、全校アンケートの回答結果の中に本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれているか否かを確認する機会を失ったのみならず、全校アンケートの回答結果の中に、本件生徒に対するいじめなど、被告にとって不利な事実が記載されていたのではないかと疑念を抱かされ、無用かつ多大な精神的苦痛を受けた。被告による調査報告義務違反による慰謝料の額としては、100万円をもって相当と認める。

これと相当因果関係を有する弁護士費用は10万円をもって相当と認める。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求は、国家賠償法1条1項に基づき、調査報告義務違反に関して、損害賠償金110万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、被告の申立てにより、仮執行について執行開始の時期を定めた上で、担保を条件とする仮執行免脱宣言を付すこととする。

（裁判長裁判官 高木勝己 裁判官 西尾洋介 坂本桃）

環境・衛生

ごみ袋作成業務委託契約損害賠償請求住民訴訟事件（大阪府忠岡町）

町が締結したごみ袋作成の業務委託契約に関し、業務委託契約が違法であると主張して、町長らに対し損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟において、業務委託契約に違法な点はないとして請求が棄却された事例

【大阪地裁 平成31年4月24日判決
損害賠償等請求事件(住民訴訟)
平成27年(行ウ)第231号
一部却下・一部棄却・控訴】

《参照法条》

地方自治法92条の2・234条2項・242条の2第1項4号、地方自治法施行令167条の2第1項2号

《当 事 者》

原	告	甲 野 花 子(仮名、X)
同訴訟代理人弁護士		豊 永 泰 雄
同		服 部 崇 博
同		増 田 力
被	告	忠 岡 町 長(Y)
		乙 田 太 郎(仮名、B)
同訴訟代理人弁護士		俵 正 市
同		坂 口 行 洋
被告補助参加人		丙 川 次 郎(仮名、Z)
同訴訟代理人弁護士		元 氏 成 保

概 要

《事案の概要》

本件は、忠岡町の住民である原告が、忠岡町がごみ袋製造業者であるa社ことAとの間において締結したとされる忠岡町一般家庭ごみ指定袋の作成等の業務に係る業務委託契約（以下「本件各契約」という。）は、自治法施行令167条の2第1項2号所定の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」及び同項5号所定の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」には該当せず、また、Aの父であり忠岡町議会議員である補助参加人との間で実質的に締結されたものであって、自治法234条2項、92条の2に反する違法かつ無効な随意契約であり、これらの契約の締結により忠岡町は損害を被ったと主張して、被告（忠岡町長）に対し、自治

法242条の2第1項4号に基づき、A、忠岡町長であるBらに対し、契約に基づく委託料の額と競争入札が実施された場合に想定される委託料の額との差額の支払を請求することを求める住民訴訟である。

《争点、原告の主張》

1 本件の主たる争点は、本件各契約の違法性である。

2 原告は、本件各契約の違法性について、①本件各契約は、自治法施行令167条の2第1項2号所定の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当しないから、自治法234条2項に違反し、違法である、②本件各契約は、忠岡町議会議員である補助参加人が忠岡町から業務を受託するものであり、自治法92条の2に違反し、違法であると主張した。

《裁判所の判断》

1 自治法234条2項違反の有無

(1) 普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、自治法施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しな